

基発0531第2号
平成25年5月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災訪問看護費用審査点検等事務取扱手引」の一部改正について

労災保険における訪問看護費用の審査点検等事務については、平成23年6月30日付け基発0630第2号「労災診療費等の審査点検等事務取扱手引について」の記の5「労災訪問看護費用審査点検等事務取扱手引」（以下「手引」という。）により実施しているところであるが、今般、その支払が都道府県労働局官署支出官に移行されること等に伴い、手引を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 労働基準監督署長は、訪問看護費用の支給を決定した場合は、都道府県労働局官署支出官に対して支払依頼書を送付することとしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

2 手引の一部改正

手引の一部を次のように改正する。

(1) 表紙について

「平成23年度版」を「平成25年6月版」に改める。

(2) 目次について

IVの「請求書等の監督署への送付」を「1 請求書等の監督署への送付（労働局）」に改め、IVに次のように加える。

- 2 支給・不支給に関する審査等（監督署）
- 3 支払処理（労働局）

(3) 本文について

ア Iの3の「訪問看護費用請求書等審査点検業務の流れ」を別添のと

おり改める。

イ IVの「請求書等の監督署への送付」を「1 請求書等の監督署への送付（労働局）」に改め、IVに次のように加える。

2 支給・不支給に関する審査等（監督署）

（1） 労働局から請求書等の送付を受けた監督署は、支給・不支給に関する審査を行い、支給・不支給決定決議を行うこと。

不支給決定を行った場合は、被災労働者へ不支給決定通知書を発送すること。また、非指定訪問看護事業者に係る支給決定を行った場合は、被災労働者へ支給決定通知書を発送すること。

（2） 支払依頼書に請求書（写）を添えて労働局（総務部総務課（又は会計課））に送付し、支払依頼を行うこと。

なお、請求書等の原本については、監督署において保管すること。

3 支払処理（労働局）

（1） 監督署から支払依頼を受けた労働局（総務部総務課（又は会計課））は、支払処理を行うこと。

（2） 財務省会計センターからの支払振込通知が、指定訪問看護事業者の場合は訪問看護事業者へ、非指定訪問看護事業者の場合は被災労働者へ、それぞれ発送される。

3 施行期日について

本改正は、平成25年6月1日以後に労働基準監督署長が決定する訪問看護費用について適用すること。

3 訪問看護費用請求書等審査点検業務の流れ

